

安芸高田市下水道使用料金

- ・下水道の使用を開始されると、流した汚水の量に応じて「下水道使用料」を納付していただくことになります。汚水の量は、直接量ることができませんので使用された水量によって算出します。
- ・使用料は、下水施設の運転管理や清掃、修繕をするための下水道維持管理費にあてられます。
- ・すべての下水道使用料(公共下水・特環公共下水・集落排水・合併浄化槽・コミプラ)に適用します。
- ・下水道使用料金及びメーター使用料は税込額で2ヶ月分を表示しています。
- ・料金は水量から算出後に消費税を乗じます。裏面の早見表をご覧ください。

【使用水量の決め方】

使用水	一般家庭		事業所
市水道のみ	市水道使用水量		市水道使用水量
市水道以外	下水用メーターなし	世帯人数による認定水量	下水用メーターによる水量
	下水用メーターあり	下水用メーターによる水量	
市水道とその他の水を併用使用	下水用メーターなし	世帯人数による認定水量	市水道使用水量と下水用メーターによる水量の合計
	下水用メーターあり	市水道使用水量と下水用メーターによる水量の合計	

※下水に流れない水が多い場合、下水用メーターを取り付ける方法で水量を算定することができます。
 ※下水用メーターとは、井戸水などの水源へ取り付けるメーターまたは、下水へ入らない水を量るメーターのことです。

【認定水量(2ヶ月分)】

1人世帯	16m ³
2人世帯	30m ³
3人世帯	46m ³
4人目からは	
1人につき	12m ³ を加算

※施設入所や学生等、別に居住されている場合は、減免制度があります。

【下水道使用料金(2ヶ月分)】

基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1m ³ につき(税込)
16m ³ まで 3,465円 (税込)	17m ³ から 40m ³ まで	181.5円
	41m ³ から 60m ³ まで	192.5円
	61m ³ から 100m ³ まで	203.5円
	101m ³ から 200m ³ まで	225.5円
	201m ³ から	247.5円

【下水用メーター使用料】

下水用メーター(井戸水等)により算定する場合は使用料にメーター使用料を加算します。

口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm
下水用メーター使用料(税込)	308 円	396 円	462 円	1,056 円	1,320 円	2,464 円

【使用料の納付月】

2ヶ月分を偶数月に請求します。中途開始中止の場合は、異なることがあります。

1. 水量による場合…水道の定例検針を奇数月の20日頃に行い、これを基に請求します
2. 認定水量による場合…前2ヶ月分の世帯の人数により請求します

【使用料の納付方法】

1. 納付書による支払い……「納入通知書」を送付します。(中旬頃)
2. 口座振替による支払い……指定された口座より振替を行います。(振替日:月末)※
 ※12月は12月25日です。振替日が休日の場合は翌営業日となります。

問い合わせ先 〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市建設部上下水道課

TEL 0826-47-1203 FAX 0826-47-1207

下水道使用料2か月分早見表(税込)

水量制による下水道使用料

- ・市水道のみを使用している場合
- ・市水道以外または市水道と市水道以外の水を併用している場合(下水メーターあり)
- ・下水メーター(井戸水等)により算定する場合は下水メーター使用料を別途加算します。

使用水量(m ³)	下水道使用料(円)
0~16	3,465
17	3,646
18	3,828
19	4,009
20	4,191
21	4,372
22	4,554
23	4,735
24	4,917
25	5,098
26	5,280
27	5,461
28	5,643
29	5,824
30	6,006
31	6,187
32	6,369
33	6,550
34	6,732
35	6,913
36	7,095
37	7,276
38	7,458
39	7,639
40	7,821
41	8,013
42	8,206
43	8,398
44	8,591
45	8,783
46	8,976
47	9,168
48	9,361
49	9,553
50	9,746
51	9,938
52	10,131
53	10,323
54	10,516
55	10,708
56	10,901
57	11,093
58	11,286
59	11,478
60	11,671
61	11,874
62	12,078
63	12,281
64	12,485
65	12,688
66	12,892
67	13,095

人数制(認定水量)による下水道使用料

- ・市水道以外または市水道と市水道以外の水を併用している場合(下水メーターなし)

人数	認定水量(m ³)	下水道使用料(円)
1人	16	3,465
2人	30	6,006
3人	46	8,976
4人	58	11,286
5人	70	13,706
6人	82	16,148
7人	94	18,590
8人	106	21,164
9人	118	23,870
10人	130	26,576
11人	142	29,282
12人	154	31,988
13人	166	34,694
14人	178	37,400
15人	190	40,106

使用水量(m ³)	下水道使用料(円)
68	13,299
69	13,502
70	13,706
71	13,909
72	14,113
73	14,316
74	14,520
75	14,723
76	14,927
77	15,130
78	15,334
79	15,537
80	15,741
81	15,944
82	16,148
83	16,351
84	16,555
85	16,758
86	16,962
87	17,165
88	17,369
89	17,572
90	17,776
91	17,979
92	18,183
93	18,386
94	18,590
95	18,793
96	18,997
97	19,200
98	19,404
99	19,607
100	19,811